

期日報告書

平成30年7月17日

ご委任を受けています下記事件につき、第6回期日が開かれましたのでご報告いたします。
記

1 弁論期日について

【受任事件】平成29年(行ウ)第232号 損害賠償請求事件

【係属裁判所】東京地方裁判所家事第51部2D係

【弁論期日】平成30年7月17日午後2時34分～45分

419号法廷

【出廷】裁判官 清水知恵子(裁判長)、村松悠史(右)松長一太(左)

原告(本人)

被告

【進行】原告代理人 第4準備書面陳述、

証拠説明書(39)、甲25～42提出

裁判長・甲26(佐藤茂也陳述書)原本確認

・原告が本案前の抗弁に対し反論した中で、監査請求に添付新聞記事に言及したが、その記事があるなら提出してほしい。

被告代理人 原告準備書面に対し、反論の書面を提出したい。

裁判長 書面の提出期限は9月7日(金)

次回公判は9月20日(木)午後4時から

原告本人 裁判長 意見を述べさせていただきたい。

被告準備書面を読むと、被告代理人の田中弁護士は、市の代理人ではなく、まるで前市長星野の代理人のような主張を述べている。

田中弁護士は、国分寺市の顧問弁護士で図書館条例改正の際、市から意見を求められ答えている。自分が法律意見を述べた事件の代理人をするのは、問題である。

裁判長 意見があるのであれば、代理人を通じて述べてほしい。

2 今後の展開

☆裁判長から求められた住民監査請求に添付した新聞記事のコピーを証拠として提出する必要があります。ご用意ください。

☆被告の反論を待って、補充すべき主張があれば、書面を提出することになります。

以上